



河川整備計画制度の概要

河川計画制度

河川整備基本方針

基本方針案の作成

意見

基本方針の決定

社会資本整備審議会
河川分科会（一級河川）
都道府県河川審議会（二級河川）

河川整備計画



学識経験者の
意見
(流域委員会)

意見

原案

計画案の作成

計画の決定

実施

地域住民の
方々の意見

荒川の概要

意見

意見

地方公共団体の長

河川計画の構成

河川整備基本方針（長期的な基本計画）

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川環境の整備と保全

2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分

主要な地点の計画高水流量

主要な地点の計画高水位及び横断形に係わる川幅

主要な地点の流水の正常な機能を維持するために必要な流量

河川整備計画（20～30年の具体的・段階的な計画）

1. 河川整備の目標

河川整備計画の対象区間、対象期間

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川環境の整備と保全に関する目標

2. 河川工事の実施に関する事項

河川工事の目的、種類、施行の場所

当該工事による主要な河川管理施設の機能

河川の維持の目的、種類、施行の場所

河川整備計画

河川整備計画に盛り込む内容

【 河川の概要 】

【 河川の現状と課題 】

防災
河川の利用・活用
河川環境

【 河川整備の目標 】……………政令第十条の三第一項

20～30年の整備計画の目標
災害の発生の防止
河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
河川環境の整備と保全

【 河川整備の実施内容 】……………政令第十条の三第二項

目標の達成に向けた具体的な対策の内容
河川工事の目的、種類、施行の場所
当該工事による主要な河川管理施設の機能
河川の維持の目的、種類、施行の場所